

令和四年二月

令和四年二月文京区議会定例議会議案

文京区

目次

議案第四十四号	文京区基金条例の一部を改正する条例	1
議案第四十五号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	3
議案第四十六号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第四十七号	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第四十八号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	9
議案第四十九号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	11
議案第五十号	文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例	17
議案第五十一号	文京区立公園条例の一部を改正する条例	25
議案第五十二号	文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例	29
議案第五十三号	文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第五十四号	文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例	33
議案第五十五号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第五十六号	(仮称)中央大学茗荷谷キャンパス整備工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について	39
議案第五十七号	文京シビックセンター議場特定天井改修工事請負契約	41
議案第五十八号	公園再整備工事(文京区立久堅公園)請負契約	43
議案第五十九号	特別区道路線の認定について	45

議案第四十四号

文京区基金条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区基金条例の一部を改正する条例

文京区基金条例（昭和四十年六月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第七項」を「第八項」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。
別表奨学資金の項を次のように改める。

奨学資金の給付

奨学資金基金

別表に次のように加える。

森林の整備及びその促進

森林環境基金

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

森林環境基金を設置するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十五号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、五四五人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	二一二人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五七人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、九三七人

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第四十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第一号及び第二号中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説 明）

出生サポート休暇制度を新設するため、本案を提出いたします。

議案第四十七号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成十六年三月文京区条例第五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第五号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣の終了に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十八号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（令和三年三月文京区条例第九号）の一部を次のように
改正する。

付則第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

手数料に係る特例の適用期限を延長するため、本案を提出いたします。

議案第四十九号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一55の項中「、第六十八条の六十九第三項第五号イ、同項第七号イ」を削り、同表56の項中「、同項第七号ロ、第六十八条の六十九第三項第六号」を削り、同表61の項を次のように改める。

61

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第六条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

次の1及び2に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは1の(1)のア又は(2)のアに掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは2の(1)のア又は(2)のアに掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について24の4の項

認定申請のとき。

又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)

1 住宅を新築しようとする場合 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

(1) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第六条の二第五項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合

ア	百平方メートル以内のもの	七千百円
イ	百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	一万三千円
ウ	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二万二千元
エ	千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	三万二千元
オ	二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	五万七千元
カ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	九万四千元
キ	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	十六万千元
ク	二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	十九万円

ケ	三万平方メートルを超えるもの	二十万三千円
(2) (1)以外の場合		
ア	百平方メートル以内のもの	五万二千元
イ	百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	十二万二千元
ウ	五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	十九万六千元
エ	千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	三十八万六千元
オ	二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	六十九万千元
カ	五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百十八万八千元
キ	一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	二百十九万八千元
ク	二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	三百十四万円
ケ	三万平方メートルを超えるもの	三百八十四万七千元

2 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅

が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

(1) 申請に併せて1の(1)に規定する書類が提出された場合

ア 百平方メートル以内のもの 一万円

イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万九千円

ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 三万三千円

エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 四万七千円

オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 八万五千円

カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十四万円

キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 二十四万二千元

ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 二十八万四千元

ケ 三万平方メートルを超えるもの 三十万四千元

(2) (1)以外の場合

ア 百平方メートル以内のもの	七万八千円	
イ 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	十八万三千円	
ウ 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	二十九万三千円	
エ 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの	五十七万九千円	
オ 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	百三万七千円	
カ 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百七十八万二千元	
キ 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	三百二十九万六千円	
ク 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの	四百七十一万円	
ケ 三万平方メートルを超えるもの	五百七十七万円	

別表第一62の項中「、61の項1の(1)のアからケまで」を「61の項1の(1)のアからケまで」に、「(2)のアからケまで又は(3)」及び「、(2)のア又は(3)」を「又は(2)」に、「、61の項2の(1)のアからケまで」を「61の項2の(1)のアからケまで」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同表63の項中「による譲受人を決定した場合」の下に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「二千が選任された場合」を、「の譲受人を決定した場合」の下に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「二千

百円」を「二千三百円」に改め、同表64の項中「二千百円」を「二千三百円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、別表第一55の項及び56の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の文京区建設事務手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第一62の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表第一62の項中「、(2)のアからケまで又は(3)」とあり、及び「、(2)のア又は(3)」とあるのは、「又は(2)」と読み替えるものとする。

(説 明)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部改正等に伴い、手数料を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十号

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和二十八年六月文京区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。
 道路占用料金表

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物							占 用 物 件	単 位	占 用 料
			第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電柱	一本につき 一年	一一、四〇〇円	
			第二種電柱			第二種電柱		一七、五〇〇円	
			第三種電柱			第三種電柱		二三、七〇〇円	
			第一種電話柱			第一種電話柱		七、七二〇円	
			第二種電話柱			第二種電話柱		一二、四〇〇円	
			第三種電話柱			第三種電話柱		一七、〇〇〇円	
			その他の柱類			その他の柱類		一、〇二〇円	

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件		共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつき	一〇〇円
		地下に設ける電線その他の線類		き	六一円
		路上に設ける変圧器		一個につき	一〇、〇〇〇円
		地下に設ける変圧器		占用面積一平方メートルにつき	六、一四〇円
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一個につき	二〇、四〇〇円
		広告塔		表示面積一平方メートルにつき	七四、二〇〇円
		その他のもの		占用面積一平方メートルにつき	一九、四〇〇円
		外径が〇・〇四メートル未満のもの			二二〇円
		外径が〇・〇四メートル以上〇・〇七メートル未満のもの			四二〇円
		外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの			六一〇円
		外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの			九一〇円
		外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		長さ一メートルにつき	一、二二〇円
				一年	

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額			
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額			
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	三七、〇〇〇円				
	地下に設ける通路		二二、二〇〇円				
	その他のもの		二一、九〇〇円				
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、八三〇円			
		外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		二、四六〇円			
		外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		四、二九〇円			
		外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		六、一四〇円			
		外径が一メートル以上のもの		一二、二〇〇円			
		法第三十二条第一項第四号に掲げる施設		地下街及び地下室	階数が一のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一九、四〇〇円
		階数が二のもの					
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	三七、〇〇〇円				
			地下に設ける通路	二二、二〇〇円			
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	二一、九〇〇円				

令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七條第一号に掲げる物件		看板（アーチ式であるものを除く。）	標識	旗ざお及び幕	アーチ式工作物	法第三十二條第一項第六号に掲げる施設	
		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	商品置場その他これに類するもの					祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一基につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一日	
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	二〇、四〇〇円	三七一、六〇〇円	七四三、四〇〇円	七四、二〇〇円	七三〇円	一六、三〇〇円	七四、二〇〇円	七四、二〇〇円	七三〇円

令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場								令第七条第八号に掲げる施設				令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設				令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料		
建築物				その他のもの				上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの				地下に設けるもの				板囲、足場その他の工事用施設及び令第七条第五号に掲げる工事用材料		
階数が一のもの				階数が二のもの				階数が三のもの				階数が四以上のもの				危険防止施設		
階数が二のもの				階数が三のもの				階数が四以上のもの				階数が三のもの				詰所		
階数が三のもの				階数が四以上のもの				階数が二のもの				階数が一のもの				危険防止施設		
階数が四以上のもの				階数が三以上のもの				階数が二のもの				階数が一のもの				危険防止施設		
占用面積一平方メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年				危険防止施設		
Aに〇・〇〇六を乗じて得た額				Aに〇・〇〇七を乗じて得た額				Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				Aに〇・〇〇九を乗じて得た額				三〇、二〇〇円		
Aに〇・〇〇七を乗じて得た額				Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				Aに〇・〇〇九を乗じて得た額				Aに〇・〇一〇を乗じて得た額				九、一二〇円		
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				Aに〇・〇〇九を乗じて得た額				Aに〇・〇一〇を乗じて得た額				Aに〇・〇一一を乗じて得た額				七〇、三〇〇円		
Aに〇・〇〇九を乗じて得た額				Aに〇・〇一〇を乗じて得た額				Aに〇・〇一一を乗じて得た額				Aに〇・〇一二を乗じて得た額				一九、四〇〇円		
Aに〇・〇一一を乗じて得た額				Aに〇・〇一二を乗じて得た額				Aに〇・〇一三を乗じて得た額				Aに〇・〇一四を乗じて得た額						
Aに〇・〇一二を乗じて得た額				Aに〇・〇一三を乗じて得た額				Aに〇・〇一四を乗じて得た額				Aに〇・〇一五を乗じて得た額						

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(施行期日)

付 則

令第七条第十号に掲げる応急仮設建築物	建築物	その他のもの	階数が一のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	
			階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	原動機付自転車、二輪自動車又は自転車の車止め装置その他の駐車用設備	その他のもの	階数が三のもの	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	
			階数が四以上のもの		Aに〇・〇〇二を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	その他のもの	階数が一のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	
			階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
			階数が三のもの		Aに〇・〇〇一を乗じて得た額
			階数が四以上のもの		Aに〇・〇〇二を乗じて得た額
			その他のもの		Aに〇・〇二四を乗じて得た額
		占用面積一平方メートルにつき	一年		
		占用面積一平方メートルにつき	一年		
		占用面積一平方メートルにつき	一年		

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第五十一号

文京区立公園条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立公園条例の一部を改正する条例
 文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
 第八条第三項中「前項」を「前二項」に改める。

地上露出部分	一、八九九円
	八四四円
	一、四〇七円
	一、四〇七円
	五六二円
	一、四〇七円
	八六五円

地上露出部分	二、二七八円
	一、〇一二円
	一、六八八円
	一、六八八円
	六七四円
	一、六八八円
	一、〇三八円

別表第一中

							地下部分
							四二二円
							六六四円
							九八七円
							一一、〇四〇円
							一、九五五円
							一七、二五〇円
							三、三〇〇円
							四六円

を

地下部分

							地下部分
							五〇六円
							七九六円
							一、一八四円
							一三、二四八円
							二、三四六円
							二〇、七〇〇円
							三、三〇〇円
							五五円

に改める。

別表第三中

		一、九五五円
		一七、二五〇円
		四六円

を

		二、三四六円
		二〇、七〇〇円
		五五円

に改める。

付
則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区立公園条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十二号

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例
文京区立本郷給水所公苑条例（昭和五十二年四月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中

一、四〇七円	一、九五五円	一七、二五〇円	四六円
--------	--------	---------	-----

を

一、六八八円	二、三四六円	二〇、七〇〇円	五五円
--------	--------	---------	-----

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、既にこの条例による改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収する

ものとされた占用料については、なお従前の例による。

(説明)

占用料を改定するため、本案を提出いたします。

議案第五十三号

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「同条第一号イ又はロ」を「同条第一号」に改め、同項ただし書中「別表第一」を「同表」に改め、同条第四項中「第十四条第二号イからハまで」を「第十四条第二号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十四号

文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

文京区立学校施設使用条例（昭和五十九年三月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区立学校」の下に「（幼稚園を除く。）」を加える。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、委員会が必要があると認めるときは、別に定めるときまでに使用料を納付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

一 小学校

施設名	使用料					
	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間Ⅰ	夜間Ⅱ
講堂・屋内運動場	三〇〇円	三〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	七八〇円	七八〇円
格技室	一八〇円	一八〇円	二四〇円	二四〇円	四八〇円	四八〇円

備考 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用するときは、引き続き使用することができる。

- 午前Ⅰ 午前九時から午前十時三十分まで
- 午前Ⅱ 午前十時三十分から午後零時まで
- 午後Ⅰ 午後一時から午後三時まで
- 午後Ⅱ 午後三時から午後五時まで
- 夜間Ⅰ 午後六時から午後七時三十分まで
- 夜間Ⅱ 午後七時三十分から午後九時まで

二 中学校

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
講堂・屋内運動場	六〇〇円	六〇〇円	一、三〇〇円
格技室	三六〇円	三六〇円	八〇〇円
教室（一教室につき）	一二〇円	一二〇円	一五〇円
校庭	四八〇円	四八〇円	七五〇円

教室（一教室につき）	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
校庭	二四〇円	二四〇円	三二〇円	三二〇円	四五〇円	四五〇円

備考 施設の使用単位は、次のとおりとする。ただし、二単位以上使用するとき、引き続き使用することができる。

午前 午前九時から午後零時まで

午後 午後一時三十分から午後四時三十分まで

夜間 午後六時三十分から午後九時まで

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和四年八月一日から同月三十一日までの間に学校施設を使用する者の使用料については、この条例による改正後の文京区立学校施設使用条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

学校施設におけるインターネット施設予約システムの導入に伴い、使用料に係る規定を整備するとともに、施設の使用単位を改めるため、本案を提出いたします。

議案第五十五号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号及び第二号中「公民権行使等休暇」の下に「、出生サポート休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説 明）

出生サポート休暇制度を新設するため、本案を提出いたします。

議案第五十六号

(仮称) 中央大学茗荷谷キャンパス整備工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

(仮称) 中央大学茗荷谷キャンパス整備工事に係る費用負担に関する協定の一部変更について
令和三年三月十二日付けで締結した(仮称) 中央大学茗荷谷キャンパス整備工事に係る費用負担に関する協定
の一部を左記のとおり変更する。

記

一 協定の目的 中央大学茗荷谷キャンパスのうち区が賃借する部分に係る整備工事

二 協定金額 金二億二千四百十六万二千五百八十五円

(変更前の協定金額 金一億六千三百九十万円)

三 協定の相手方 東京都八王子市東中野七百四十二番一

学校法人中央大学

理事長 大村雅彦

(説明)

工事の内容の変更に伴い、協定の一部を変更するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六

条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 令和三年三月十三日から令和四年十二月三十一日まで
- 二 支出科目等
 - 令和二年度 一般会計 総務費 企画費
 - 令和三年度 一般会計 総務費 企画費
 - 令和四年度 債務負担行為

議案第五十七号

文京シビックセンター議場特定天井改修工事請負契約
右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京シビックセンター議場特定天井改修工事請負契約

文京シビックセンター議場特定天井改修工事施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京シビックセンター議場特定天井改修工事
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金四億四千五百五十万円
- 四 契約の相手方 東京都中央区京橋二丁目十六番一号
清水建設株式会社
代表取締役 井上和幸

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期
二 支出科目等

契約締結の翌日から令和五年三月十七日まで
令和三年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和四年度 債務負担行為

議案第五十八号

公園再整備工事（文京区立久堅公園）請負契約

右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

公園再整備工事（文京区立久堅公園）請負契約

公園再整備工事（文京区立久堅公園）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 公園再整備工事（文京区立久堅公園）
- 二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 三 契約金額 金一億八千六百九十九万九千百円
- 四 契約の相手方 東京都台東区東上野四丁目八番一号
株式会社理研グリーン東京支店
支店長 加瀬澤郁輔

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期
二 支出科目等

契約締結の翌日から令和五年三月九日まで
令和三年度 一般会計 土木費 公園緑地費
令和四年度 債務負担行為

議案第五十九号

特別区道路線の認定について

右の議案を提出する。

令和四年二月八日

提出者 文京区長 成澤廣修

特別区道路線の認定について

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定により、次の路線を特別区道に認定する。

区分	路線名	終起 点 点	備考
認定	文第一、一三八号	文京区目白台二丁目十一番先 文京区目白台二丁目十二番先	別図表示

（説明）

法定外通路について、特別区道路線の認定をする必要があるため、本案を提出いたします。

別図

特別区道路線認定略図

路線名	特別区道文第一、一三八号
幅員	二・〇メートル
延長	二八・二メートル
起点	● 文京区目白台二丁目十一番先
終点	▲ 文京区目白台二丁目十二番先



